

令和7年12月24日

公益社団法人 広島県薬剤師会  
会長 豊見 雅文 様

広島県環境県民局消費生活課長  
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

### 高齢者の消費者被害防止に係る啓発について（依頼）

県行政の推進については、日頃から御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。このことにつきましては、令和5年度より、貴会及び会員薬局様に御協力をいただき、配付枚数は累計で4万枚を超えており、直接、御高齢の県民に情報を届けることができました。心より御協力に感謝申し上げます。

さて、今年度上半期に、県・市町の消費生活相談窓口に寄せられた高齢者の消費者トラブルに関する相談件数は前年同期から増加しており、引き続き懸念される状況です。

県では今年度、これまで配付してきたリーフレットに加え、新たに啓発用ポケットティッシュを作成しましたので、引き続き貴会各会員薬局様において、高齢者の皆様に配布をお願いしたいと考えております。

については、各会員薬局に対し、別紙内容を周知してくださるよう御協力をお願いします。

#### 【リーフレット・ポケットティッシュ配付概要】

##### 1 配付対象

概ね65歳以上の高齢者

##### 2 対象地域薬剤師会

全地域薬剤師会

##### 3 配付方法

- ・配付に御賛同いただける薬局へ県から直接送付します。
- ・配付時期は、申込書が届き次第順次送付を予定しています。

担当者：消費政策グループ 土居  
電話：082-513-2730（ダイヤルイン）

## 〈薬局の皆様へ〉

県行政の推進につきましては、日頃から御理解と御協力を頂き厚くお礼申し上げます。

県では、高齢者の消費者被害防止に向け、高齢者がよく訪れる場所における広報強化を図っており、一昨年度より、広島県薬剤師会様、一部の薬局様に啓発リーフレットの配布を依頼したところ、配付枚数は延べ4万枚に至っており、直接、御高齢の県民に情報を届けることができました。

改めまして、皆様の御協力に対し心より感謝申し上げます。

今年度は、これまで配付してきたリーフレットに加え、新たに啓発ティッシュを作成しましたので、是非、引き続き、貴薬局における高齢患者様への啓発物の配付に御協力くださるようお願ひいたします。

御協力いただける場合は、次の「申込書」に必要事項をご記入頂き、下記「送信先」まで、このままFAXにより御回答ください。必要事項を記入したメールでの申込みも可能です。

おって県から、貴薬局に直接送付いたします。

### 【リーフレット】※A4三つ折り、電話に張り付けるシール付き



### 【ポケットティッシュ】



### ◆留意事項

- 30部・個、50部・個、100部・個（以降プラス100部・個（200部・個、300部・個・・・）単位でのお申込みに御協力ください。
- リーフレットのみ、ティッシュのみ、リーフレットとティッシュ両方のいずれでも構いません。
- 在庫の状況によっては、品目・数量の調整をご相談させていただくことがあります。予めご了承ください。

### < 申込書 >

薬局名			
住所	〒		
ご担当者名			
電話番号			
送付部数 (いずれかの部数に ○をつけてください)	リーフレット 30枚・50枚・100枚 100枚以上の場合( )枚	ティッシュ 30個・50個・100個 100個以上の場合( )個	

### ◆提出先

広島県消費政策課消費政策グループ 土居 行き FAX: 082-223-6121

電話: 082-513-2731 メール: kansyouhi@pref.hiroshima.lg.jp